第九条の五第三項、第九条の六第三項及び第九条の九第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第九条の十三第一項中「法第二十二条の九第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「法第二十二条の九第四項の規定により準用される法第十六条の五第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第九条の十四中「の規定により、法第二十二条の九第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第九条の十六中「以下」を削り、同条第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第九条の十七第二号中「、なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に、「つける」を「付ける」に改め、同条第四号中「すみやかに」を「速やかに」に、「ひろがり」を「広がり」に改め、同条第五号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第七条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「さく」を「柵」に改め、同条第四号ロ中「さく」を「柵」に、「立ち入り」を「立入り」に改め、同条第十一号リ(2)中「き裂」を「亀裂」に改め、同号リ(3)中「ふた」を「蓋」に改め、同号ル(1)及び同条第十二号ロ(3)中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三条第一項の表第二号へ及びト、第三号並びに第四号中「つど」を「都度」に改める。

第十三条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第八条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第一条の二第一項第二号ハ(3)中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改める。

第一条の四第一項第一号中「法第四十四条第二項第四号の再処理施設」を「同項第四号の再処理施設」に、「法第四十四条第二項第七号」を「同項第七号」に改める。

第五条第一項中「規定により、再処理施設の工事（第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改める。

第六条中「法第四十六条第一項の」を削り、同条第三号中「、その他」を「又はその他」に改める。

第七条中「法第四十六条第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第七条の四中「溶接検査」を「検査」に改める。

第七条の七の二第二項中「第七条の七第一項」を「前条第一項」に改める。

第七条の八中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第七条の十第一項中「規定により再処理施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第七条の十の二第二項中「法第四十六条の二の三第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）」を「施設定期検査」に改める。

第七条の十一第一項中「当該申請に係る」を削る。

第八条第一項の表第一号イ中「法第四十六条第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第四十六条の二の三第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第二号イ中「廃棄施設（法第五十条の五第二項」を「廃棄施設（同項」に、「とし、第十九条の五第一項第五号」を「とし、同号」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第九条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第三号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第十条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十四条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十六条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十六条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第十九条の三の三第一項中「法第五十条の四の二第一項」を「同条第一項」に、「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第十九条の三の四第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第十九条の三の五第一号ロ中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第十九条の三の六中「法第五十条の四の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第十九条の五第五項、第十九条の六第四項及び第十九条の九第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第十九条の十三中「の規定により、法第五十一条第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第十九条の十五第二項中「おいては」の下に「、施設定期検査は」を加える。

第十九条の十六中「以下」を削り、同条第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第二十条第二号中「、なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に、「つける」を「付ける」に改め、同条第四号中「すみやかに」を「速やかに」に、「ひろがり」を「広がり」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十一条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正）

第九条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「なわ」を「縄」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第十条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「き裂」を「亀裂」に改める。

第五条第三号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第七条第五号中「フイルタ」を「フィルタ」に改める。

第十一条及び第十八条第二項中「第四条第九号に規定する」を削る。

第二十一条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二十六条第三項第三号中「あつては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第二十条の三第三項」を「第二十条の三第三号」に、「法第四十三条の三の五第二項第五号」を「同項第五号」に、「法第四十三条の三の五第二項第九号」を「同項第九号」に改める。